

東京医療保健大学ロゴマーク（校章）使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、東京医療保健大学（以下「本学」という。）のロゴマーク（校章）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用者の資格）

第2条 ロゴマーク（校章）（別添）を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- （1）本学の教職員又は学生。
- （2）本学の教職員又は学生（以下「教職員等」という。）が結成する団体。
- （3）その他本学がロゴマーク（校章）の使用を認めた団体等。

（使用範囲）

第3条 ロゴマーク（校章）の使用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）本学の旗等の正規装飾品。
- （2）本学が発行する印刷物（ホームページを含む）。
- （3）本学が作成する便せん、封筒等の文具等の類。
- （4）本学の教職員等の名刺。
- （5）その他理事長が適当と認め、許可したもの。

（使用方法）

第4条 ロゴマーク（校章）の使用は、次に掲げるとおりとする。

- （1）ロゴマーク（校章）の形状は、改変してはならない。ただし、ロゴマーク（校章）に大学名等を組み合わせて用いることができる。
- （2）ロゴマーク（校章）の使用に当たっては、本学の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。

（申請）

第5条 第3条第5号によりロゴマーク（校章）を使用しようとする者は、申請書（別紙様式）を理事長に提出して許可を得なければならない。

(第三者使用の禁止)

第6条 ロゴマーク(校章)を使用する者は、本学の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 理事長は、当該ロゴマーク(校章)の使用目的又は使用方法等が適当でないと認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(事務)

第8条 ロゴマーク(校章)の使用に関する事務は、総務人事部において処理する。

附則

この規程は、平成23年10月19日から施行する。

東京医療保健大学ロゴマーク（校章）



(別紙様式)

ロゴマーク（校章）使用申請書

令和 年 月 日

学校法人青葉学園
理事長 田村 哲夫 殿

申請者
所 属
氏 名

1. 使用目的

2. 使用期間

令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

3. 使用場所

4. 使用団体等

※ ロゴマーク（校章）を使用した対象の写し（予定）を添付すること。